

大阪公立大学一般利用者登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪公立大学図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第3条第2項の規定に基づき利用登録を行う一般利用者登録制度（以下「登録制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 登録制度は、大阪公立大学（以下、「本学」という。）の教育、研究に支障のない範囲で、大阪公立大学杉本図書館及び大阪公立大学中百舌鳥図書館（以下「図書館」という。）が所蔵する図書及びその他資料（以下「図書」という。）を地域住民に公開し、その生涯学習に貢献することを目的とする。

(登録資格)

第3条 登録制度を利用できる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県及び三重県に居住する18歳以上の者
- (2) その他図書館機構長（以下「機構長」という。）が特に認めた者

(登録手続)

第4条 登録制度の利用を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載して、機構長に提出するものとする。

(利用者カード)

第5条 機構長は、申請者が登録制度の対象者であると確認したときは、利用者カードを交付する。

- 2 利用者カードの交付経費として2,000円を徴収する。
- 3 利用者カードの有効期間は、交付日から2年とする。
- 4 既に納付した利用者カード交付経費は還付しない。
- 5 利用者カードを紛失、破損により再発行する際には、再発行手数料1,000円を徴収する。

(利用できる日及び時間)

第6条 図書館を利用できる日及び時間は、図書館の開館日、開館時間とする。

- 2 前項にかかわらず、本学の学習、教育及び研究の環境を維持するため、図書館長が必要と認める場合は、これを制限することができる。

(利用の方法等)

第7条 利用者は、次に掲げる方法で図書を利用することができる。

(1)閲覧

(2)貸出

(3)複写

2. 図書及び施設、設備の利用方法及びその範囲については、図書館の定めるところによる。

(図書の貸出)

第8条 図書の貸出冊数は各図書館で5冊以内とし、その貸出期間は2週間以内とする。

ただし、未返納の図書がある場合はp、当該図書の冊数を控除した数とする

2 貸出図書を延滞した利用者は、当該資料を返却するまで図書の貸出はできない。

(その他)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、機構長が定める。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。